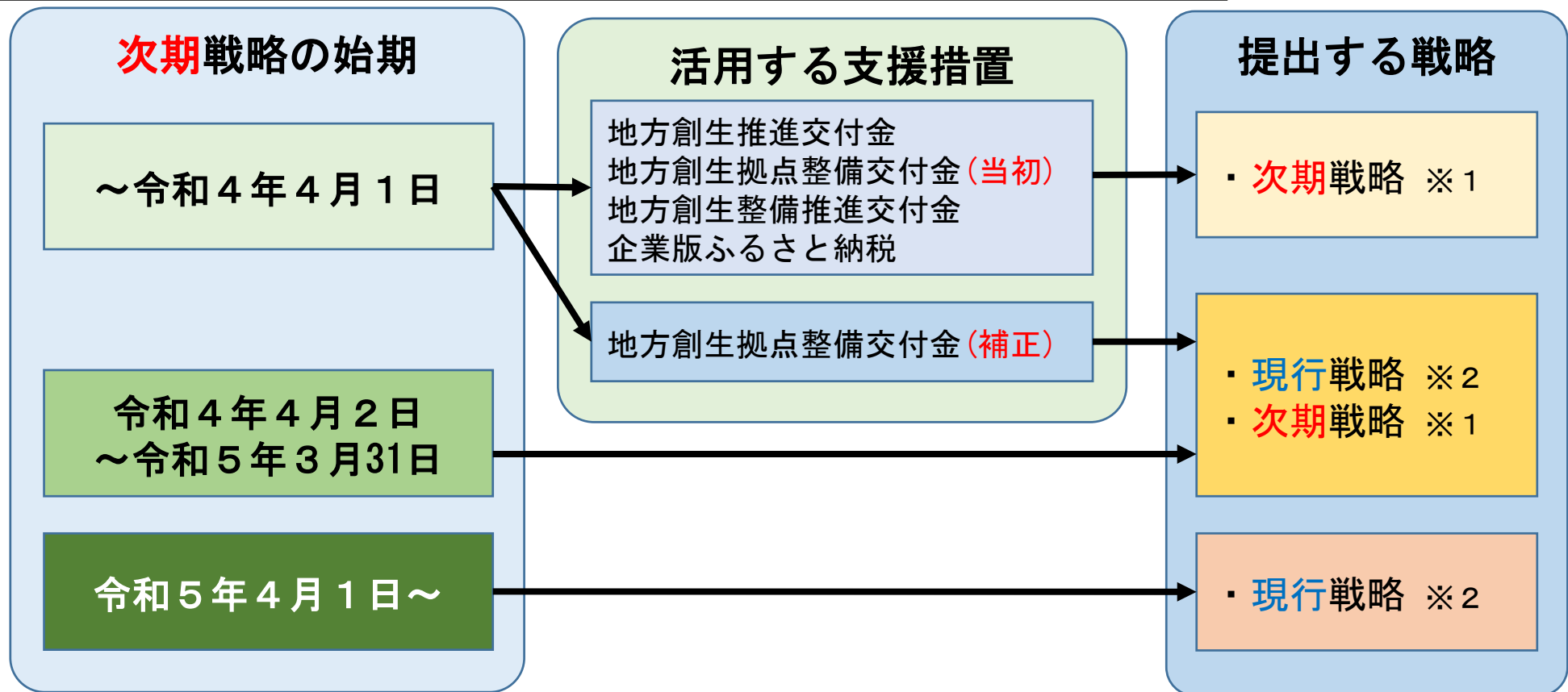


第63回地域再生計画認定において提出する地方版総合戦略について

- 地方創生推進交付金・地方創生拠点整備交付金・地方創生整備推進交付金・企業版ふるさと納税を活用する事業（以下「推進交付金事業等」という。）の事業期間中は、地方版総合戦略（以下「戦略」という。）を切れ目なく策定することが必要です。
事業期間中に現行戦略の終期と次期戦略の始期に間隙が生じないようにしてください。
- また、推進交付金事業等に係る地域再生計画の認定申請においては、推進交付金事業等の事業実施期間の始期（交付金については交付決定日）の時点で計画期間にある戦略の提出が必要です（事業実施期間中に戦略の切替えが行われる場合は、次期戦略についても提出が必要です。）。
- 以下のフローに従い、推進交付金事業等の事業実施期間において計画期間にある戦略を提出してください。



- ※1 認定申請時点に、次期戦略の策定が間に合わない場合については案で御提出いただいた上で、事業実施期間の始期（交付金については交付決定日）までには策定し、速やかに確定版を内閣府に御提出ください（提出方法については、後日お知らせいたします。）。
- ※2 事業期間中に現行戦略の終期と次期戦略の始期に間隙が生じないようにしてください。